

中津川市資源分別回収事業奨励金交付要綱

平成12年3月31日決裁

中津川市廃棄物回収事業奨励金交付要綱（平成3年5月21日決裁）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、本市における廃棄物の適正処理の一環として、ゴミの排出減量を図るため、再生可能な資源の分別回収事業を行う市内の団体（以下「回収団体」という。）に対して奨励金を交付し、もってごみの減量、資源の有効利用及び市民のごみ問題に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

（回収団体）

第2条 奨励金の交付対象となる回収団体は、広報会、保育園保護者会、幼稚園及び小中学校のPTAその他市長が適当と認めた団体とする。

（事業計画書の提出）

第3条 回収団体は、分別収集を実施するときは、あらかじめ資源分別回収事業計画書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（奨励金）

第4条 奨励金は、分別回収した物につき、1キログラム当たり5円以下とし、予算の範囲内で交付するものとする。

（交付申請）

第5条 分別回収を実施した回収団体は、資源分別回収事業奨励金交付申請書（様式第2号）に事業実績報告書（様式第3号）を添えて、2月末日までに市長に提出するものとする。

（奨励金の交付及び返還）

第6条 市長は、前条に規定する交付申請を受けたときは、内容を審査したうえ適当と認めるときは、回収団体に奨励金を交付するものとする。

2 市長は、虚偽その他不正の行為により奨励金の交付を受けたことが判明したときは、交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。